

「RV 虹の森」の施設管理手数料徴収に関する規定

道の駅虹の森公園まつの

第 1 条 この規定は、RV パークの利用者から徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）並びにその徴収方法等について、必要な事項を定めるものとする。

使用料等

第 2 条 使用料等は、別表に定めるとおりとする。

使用料等の納入及び還付

第 3 条 使用料等は、施設及びサービスを利用する際に納入しなければならない。既納の使用料等は、還付しない。ただし、虹の森公園が特別な理由があると認めるときは、全額又は一部を還付することができる。

第 4 条 虹の森公園が必要であると認めるときは、使用料等の全額又は一部を減額、又は免除することができる。

その他

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、施設管理者が定める。

附則

この規程は、平成 27 年 8 月 6 日から施行する。

別表

区分	名称	金額
使用料	電源施設使用料	1,500 円（水道使用料含む）
		1 泊 2 日の場合 24 時間を超えない場合は 1 日とみなす
手数料	ゴミ処理手数料	指定のごみ袋 1 枚につき 500 円